

令和7年度久留米市ICT支援員配置業務委託に係る質問に対する回答

| No. | 該当資料名 | 頁 | 項番      | 質問内容                                                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|-------|---|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 実施要項  | 3 | 6.(2)イ  | 参加資格要件(2)個別要件では「福岡県内に本社(本店)または支店・営業所等があること」とあるが、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又はプライバシーマークについては、参加資格要件を満たす本社 本店 または支店・営業所が取得している必要があるという認識でよいか。 | 福岡県内に本社(本店)または支店・営業所等が取得していることを参加資格要件とはしておりませんが、当然取得されていることが望ましいと考えています。<br>もし取得されている場合は、業務体制等で評価いたします。                                                                                                                                                                           |
| 2   | 実施要項  | 4 | 9.(1)   | 参加資格調書、役員等調書及び照会承諾書、価格提案書につきましては押印欄が2個あるが、社印と代表者印の2種を押すという認識か。                                                                           | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3   | 実施要項  | 4 | 9.(1)①サ | 「配置予定の従事者の保有資格や、業務経験年数・内容等について記載すること」とあるが、実際に配置する ICT 支援員の保有資格等についても記載が必要か。                                                              | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 4   | 実施要項  | 5 | 9.(3)②  | 提案書は郵送で送付しても問題ないか。                                                                                                                       | 参加申込書等の提出書類と同様の取り扱いを行わせていただきます。そのため、実施要項の5頁9.(3)②の文言を以下のとおり修正し、ホームページに掲載している、実施要項も差し替えを行います。<br>【修正前】<br>電話にて事務局へ連絡し、手渡しにて提出すること。手渡しに際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを持参すること。<br>【修正後】<br>電話にて事務局へ連絡し、持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）にて提出すること。なお、郵送の場合は、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付け、郵便事故等については市はその責めを負わない。 |
| 5   | 実施要項  | 5 | 9.(5)ア  | 提案書のデータを記録媒体ではなくメールにて送付しても問題ないか。                                                                                                         | 実施要項に記載のとおり、提出をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 6   | 実施要項  | 5 | 9.(5)ウ  | 企画提案書を下記様式で提出することを認めてもらえないか。<br>・A4横<br>・上部ホッチキス止め                                                                                       | 実施要項に記載のとおり、ご対応をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7   | 実施要項  | 5 | 9.(5)エ  | 企画提案書の見出しのサイズは自由か。<br>引用や図内の文字も12ポイントにそろえる必要はあるか。                                                                                        | 実施要項に記載のとおり、ご対応をお願いいたします。<br>なお、引用や図内の文字もできる限りご対応いただきますよう、お願いいたします。                                                                                                                                                                                                               |
| 8   | 実施要項  | 5 | 10.(1)  | 評価項目におけるそれぞれの点数配分についてご教示いただきたい。また、価格点の算出方法についてもご教示いただきたい。                                                                                | 評価配点について、実施要項別紙「令和7年度久留米市ICT支援員配置業務委託 評価基準」のとおり回答いたします。<br>なお、実施要項別紙につきましては、ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。                                                                                                                                                                            |
| 9   | 実施要項  | 6 | 10.(4)  | プレゼンテーションの参加人数は4 名でも可能か。                                                                                                                 | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 10  | 仕様書   | 2 | 4.①     | 各学校の月ごとの訪問回数は何回を想定しているのか。                                                                                                                | 支援員の月の勤務日数を20日程度と想定しているため、少なくとも1回/月は訪問を実施できるものと考えます。<br>具体的な訪問スケジュールについては、受託者との協議の上決定したいと思います。                                                                                                                                                                                    |
| 11  | 仕様書   | 2 | 4.③     | 教育委員会及び教職員向け研修会の頻度は年何回くらい想定されるのか。                                                                                                        | 具体的な頻度について、想定はございません。<br>研修に従事した場合、勤務時間扱いとするため、その範囲内でのご対応をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                               |
| 12  | 仕様書   | 2 | 4.③     | アンケートを集計した報告書は毎回の月例会議で提出するという認識でよいか。                                                                                                     | アンケートの実施について、頻回に行くと、教職員への負担ともなるため、学期毎に1回程度を想定しております。<br>そのため、月例の定例会議等での報告いただくことは想定しておりません。                                                                                                                                                                                        |
| 13  | 仕様書   | 3 | 4.⑥     | 本業務内でマニュアルを作成した場合、全校へ共有が必要と考えるが、全校が閲覧できるデータの保存場所はあるか。（例えば Google ドライブなど）                                                                 | 全校へ共有できるドライブ等がございます。<br>詳細な学校への共有方法については、受託者に対しお伝えしたいと考えております。                                                                                                                                                                                                                    |

令和7年度久留米市ICT支援員配置業務委託に係る質問に対する回答

| No. | 該当資料名 | 頁 | 項番     | 質問内容                                                                                   | 回答                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|-------|---|--------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14  | 仕様書   | 3 | 4.⑧    | 2ndGIGA導入時期、OS、既存端末の扱い(継続使用や廃棄)、導入時における支援員の役割(キitting作業等)をご教示ください。                     | 福岡県での共同調達にて、GIGAスクール構想第2期の端末を調達する予定となっているため、導入端末の詳細や、既存端末の活用方法等について、決定次第、受託者へお伝えする想定です。<br>なお、支援員の役割については、仕様書に例示したものを想定業務としています。<br>また、更新端末に係る実務(キitting等)は、端末調達事業者が担うものと考えており、現時点で支援員にお願いする作業等はありません。必要事項が生じた際には受託者との協議の上、依頼させていただきます。 |
| 15  | 仕様書   | 3 | 4.⑧    | 「学校の統合に際して、……必要な支援を実施」とは具体的にどのような支援を想定しているのか。                                          | 現時点で統合対象校にだけ発生する特別な業務の見込みはありませんが、年度末の業務繁忙期と同時期に統合に向けた動きが加わり、ICT支援員のサポートを求められることが多くなる見込みであるため、重点的に巡回し、支援いただくなどを想定しています。                                                                                                                  |
| 16  | 仕様書   | 4 | 5.(2)① | 5名以上の久留米市専従の支援員を配置する、という認識でよいのか。                                                       | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                              |
| 17  | 仕様書   | 4 | 5.(2)③ | 業務統括責任者がリモートで業務を履行することは可能か。                                                            | 業務統括責任者(以下、リーダーという。)は、仕様書に記載されている業務を履行できるのであれば、リモートでの対応も可能です。                                                                                                                                                                           |
| 18  | 仕様書   | 5 | 5.(2)③ | 受託者の雇用とし、再委任は認めない、とあるが受託者のグループ企業の社員は認められるのか。                                           | グループ企業様であっても、第三者として整理し、再委託に該当いたしますので、認められません。                                                                                                                                                                                           |
| 19  | 仕様書   | 5 | 6.(2)  | 業務実施にあたり、支援員が使用するパソコンやネットワーク機器、連絡用携帯は個人のもではなく、受託業者が支給するセキュリティ対策が施された機器が望ましいという認識でよいのか。 | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                              |
| 20  |       |   |        |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 21  |       |   |        |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 22  |       |   |        |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 23  |       |   |        |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 24  |       |   |        |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 25  |       |   |        |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 26  |       |   |        |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 27  |       |   |        |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 28  |       |   |        |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 29  |       |   |        |                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |